

事務連絡
令和4年4月15日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

法定福利費の適切な支払いのための取組について（参考）

公共工事の入札及び契約に当たっては、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入し、法定福利費（健康保険法（大正11年法律第70号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料をいう。）を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要です。「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。令和元年10月18日一部変更。）では、各省各庁の長等は受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、予定価格を定める際に積算した法定福利費と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めることとされており、これまで「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行行第419号、国不入企第33号）により、法定福利費の適切な支払のための取組の実施に努めるよう要請してきたところです。

国土交通省及び農林水産省においては、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額の取扱いについて、令和4年4月1日時点においては別添1～6のとおり運用しておりますので、ご参考にお知らせします。

各団体におかれましては、引き続き法定福利費の適切な支払いのための取組の実施に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いいたします。